

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年3月13日
南丹市長

市町村名 (市町村コード)	南丹市 (262137)
地域名 (地域内農業集落名)	園部町川辺地域 (船岡、高屋、大戸、熊原、佐切、越方)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・本地域計画は、5年後を想定して策定しているため、後継者不在の高齢者であっても、「現状維持」を想定している人が多数存在する。
・上記との関連で、将来の担い手への集約化作業が十分とは言えない。
・地元で担い手となる認定農業者等は、単独での営農志向を持つため、法人の設立は困難と判断する。代わりに地域の担い手を支援できる組織的な取組が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稻を主要作物としつつ、地域の特産物である黒大豆(枝豆含む)を段階的に拡大し団地化を形成する。併せて水稻栽培が困難な農地については、栗や山椒栽培に取り組む担い手を募り、栽培方法を確立する。
・地域内で農業を担う者を募り、認定農業者や認定新規就農者を目指すよう促す他、地域外からも希望する農業者を受け入れ、さらに地域全体の耕作地を調整する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	111.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	108.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
地域全体の農地を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を、段階的に集約化する。農地利用最適化推進員及び現地相談員調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針※
土地改良工事完了後、かなりの年数が経過し、用水路の老朽化、谷水の枯渇、排水路の損壊等改修工事を実施する。また、農地の団地化に伴い、隣接する農地の仕切り(コンクリート)を撤去して面積の拡大を図り、作業性の改善に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地区の獣害は継続して発生しており、国、京都府の獣害対策事業や集積協力金等を活用して継続的に防護柵の設置を進める。

②有機肥料や減農薬水稻の栽培により、高価格米の栽培に取り組む。

③ドローンを使った肥料、農薬の散布などに取り組む。

⑧地区の農業施設の充実を図り、それを担い手が有効利用して低コストで出荷できるよう努める。